

グループ保険

新規加入のご案内

団体契約なので
掛金がお手ごろ

1年ごとに収支計算を行ない
剩余金があれば
配当金として
お返しします

50年以上の
歴史ある制度
だから安心

1年ごとの更新で
毎年の見直しが
可能



※配当金が還付されるのは、基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】です。

医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、重病保障コース、傷害コースには配当金はありません。

※基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】は別々に収支計算を行ないます。

※1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(今回は、中途加入のため2026年8月1日から2026年12月31日の5ヵ月間で収支計算します。)

- !** 申込書は制度推進員(引受会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社職員)または学生協までご提出ください。
申込締切日以降の新規加入はお取り扱いできませんのでご注意ください。
- !** 原則として、期間途中での脱退は受け付けておりません。

※退職時等特別の事情のある場合を除きます。

ご案内の対象制度	申込締切日	責任開始期(加入日)
基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、 医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、 傷害コース	2026年5月7日(木)	2026年8月1日(土)
医療コース【充実型】、重病保障コース		2026年9月1日(火)



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP7~13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※基本コース、家族支援コースについては、P15・16をご覧ください。

申込締切日 | 2026年5月7日(木)

責任開始期
(加入日) | 商品ごとに異なります。
「はじめに」のページをご覧ください。

[契約者] 千葉県学校生活協同組合

万一
の備え

商品の名称

基本コース

年金払特約付障害特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

万一
の備え

家族支援コース

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

就業不能
への備え

就業不能支援コース

特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

病気・ケガ
への備え

医療コース【基本型】

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

病気・ケガ
への備え

医療コース【先進医療型】

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体

医療保険【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

重い病気
への備え

医療コース【充実型】

代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

責任開始期(加入日) : 2026年9月1日(火)

- 病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。

については、各商品のページをご確認ください。

ご加入いただける方		
本 人	配偶者	こども
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は70歳6ヶ月までの方）	満18歳以上65歳6ヶ月までの方（継続は70歳6ヶ月までの方）	(ご加入いただけません) 今回お取扱いしておりません。本更新PR時（7月～10月初旬）にご案内予定です。
[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は80歳6ヶ月までの方） ※基本コースへの加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方（継続は80歳6ヶ月までの方）	(ご加入いただけません)
[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※基本コースへの加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※基本コースへの加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方）	(ご加入いただけません) 今回お取扱いしておりません。本更新PR時（7月～10月初旬）にご案内予定です。
[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は79歳6ヶ月までの方） ※基本コースへの加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方（継続は79歳6ヶ月までの方）	(ご加入いただけません) 今回お取扱いしております。本更新PR時（7月～10月初旬）にご案内予定です。
[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える64歳6ヶ月までの方 ※基本コースへの加入が必要です。	満18歳以上64歳6ヶ月までの方	(ご加入いただけません)
[年齢は2026年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		

はじめに

掲載
ページ

「グループ保険」って何？

契約概要

P.17

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報
(基本コース/家族支援コース)

基本コース

P.21

家族支援コース

就業不能支援コース

医療コース【基本型】

P.25

医療コース【先進医療型】

医療コース【充実型】

重病保障コース

P.29

傷害コース

ご注意いただきたいこと

P.33

P.35

次ページに続く



重い病気
への備え

商品の名称

重病保障コース

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】
責任開始期(加入日) : 2026年9月1日(火)

商品の特長

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)



ケガ・日常生活上のリスク
への備え

傷害コース

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】
責任開始期(加入日) : 2026年8月1日(土)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

その他ご加入に あたっての 注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。

注●: ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーター・ボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

はじめに

掲載
ページ

「グループ保険」って何?

契約概要

P.37

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報
(基本コース/家族支援コース)

基本コース

P.43

家族支援コース

就業不能支援コース

医療コース【基本型】

医療コース【先進医療型】

医療コース【充実型】

重病保障コース

傷害コース

ご注意いただきたいこと

ご加入いただける方

本人

千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え64歳6ヶ月までの方

※基本コースへの加入が必要です。

配偶者

満18歳以上64歳6ヶ月まで
の方

こども

(ご加入いただけません)

[年齢は2026年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

千葉県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え65歳6ヶ月までの方(継続は70歳6ヶ月
までの方)^{注●}

※基本コースへの加入が必要です。

満18歳以上65歳6ヶ月まで
の方(継続は70歳6ヶ月まで
の方)^{注●}

(ご加入いただけません)

今回お取扱いしておりませ
ん。本更新PR時(7月~10月
初旬)にご案内予定です。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10



2

「グループ保険」って何？

制度の仕組み

- 保険期間は5ヵ月間（2026年8月1日から12月31日）でその後、1年ごとに更新します。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金として還付します。
(今回は、中途加入のため2026年8月1日から2026年12月31日の5ヵ月間で収支計算します。)
- ※配当金が還付されるのは、基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】です。
医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、重病保障コース、傷害コースには配当金はありません。
- ※基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】は別々に収支計算を行ないます。
- ※原則、期間途中での脱退は受け付けておりません。（退職時等特別の事情のある場合を除く）

① 組合員の皆さんから掛金を集めます。



② 1年間で大きな基金を作ります。



③ 基金の中から保険金・給付金をお支払いします。



④ 基金の中で余ったお金については配当金としてお返しします。



名 称

保障内容

	死亡保険金	高度障害保険金	障害年金 1級のとき 障害保険金	特定疾病保険金	7大疾病保険金	がん・上皮内新生物保険金	リビング・ニーズ特約	入院給付金(保険金)	
								病気	ケガ

① 基本コース

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—	—	—	—	—	—
-----------------------	-----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---

② 家族支援コース

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—	—	—	—	—	—	—
-----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 就業不能支援
コース

就業不能状態が不支給期間を超えて継続しているとき

④ 医療コース
【基本型】

<input type="radio"/>	—	—	—	—	—	—	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------	-----------------------

⑤ 医療コース
【先進医療型】

—	—	—	—	—	—	—	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
---	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------	-----------------------

⑥ 医療コース
【充実型】

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—	—	—	—	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	-----------------------	-----------------------

⑦ 重病保障コース

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—	—	—	—
-----------------------	-----------------------	---	-----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---

特約を付加した場合

⑧ 傷害コース

—	—	—	—	—	—	—	—	—	<input type="radio"/>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------

グループ保険とは

組合員とその家族の様々な生活のテーマに対し、安定的なライフプランを提供する総合生活支援制度です。

2024年度の支払・配当実績

基本コース	支払件数 支払金額	38件— 約 11,487万円
	配当金 還付率	38.849%
家族支援コース	支払件数 支払金額	11件— 約 16,072万円
	配当金 還付率	45.971%
就業不能支援コース	支払件数 支払金額	18件— 約 325万円
	配当金 還付率	13.374%
医療コース【基本型】	支払件数 支払金額	341件— 約 2,032万円
	配当金 還付率	44.566%

- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(今回は、中途加入のため2026年8月1日から2026年12月31日の5ヵ月間で収支計算します。)
- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

(○は保障あり、—は保障なし)

通院保険金		手術保険金(給付金)		介護	携行品 損害	賠償 責任	弁護士 費用等	法律相談 費用	住宅内 生活用 動産	配当金	保険期間
病気	ケガ	病気	ケガ								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり	1/1～ 12/31 (中途加入は (8/1～12/31))
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり	
基準給付金月額5万円もしくは10万円								—	—	—	2/1～ 翌年1/31 (中途加入は (9/1～翌年8/31))
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり	
—	—	○ 入院を 伴わない 手術のみ	○ 入院を 伴わない 手術のみ	—	—	—	—	—	—	なし	
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	なし	1/1～12/31 (中途加入は (8/1～12/31))
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	
—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	なし	1/1～12/31 (中途加入は (8/1～12/31))

3

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは傷害コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・重病保障コース・医療コース【充実型】について記載しております。

基本コース・家族支援コースについてはP.15・16をご覧ください。

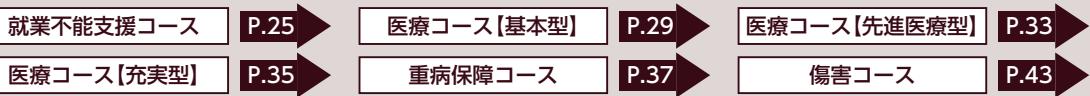
1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は8月分給与より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

就業不能支援コース 医療コース【基本型】

医療コース【基本型】・就業不能支援コースは、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[医療コース[基本型]] [医療コース[先進医療型]] [就業不能支援コース] [医療コース[充実型]] [重病保障コース]

明治安田生命保険相互会社

[傷害コース]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは傷害コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・重病保障コース・医療コース【充実型】について記載しております。

基本コース・家族支援コースについてはP.15・16をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.46

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.57

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース】
STEP1・2へお進みください。

【傷害コース】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書をご確認ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに
2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

- 重病保障コース
●7大疾病保障特約
●がん・上皮内新生物保障特約

- 医療コース【基本型】
医療コース【先進医療型】
就業不能支援コース
医療コース【充実型】

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

- 重病保障コースの「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コースの場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療コース【充実型】・重病保障コースの場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

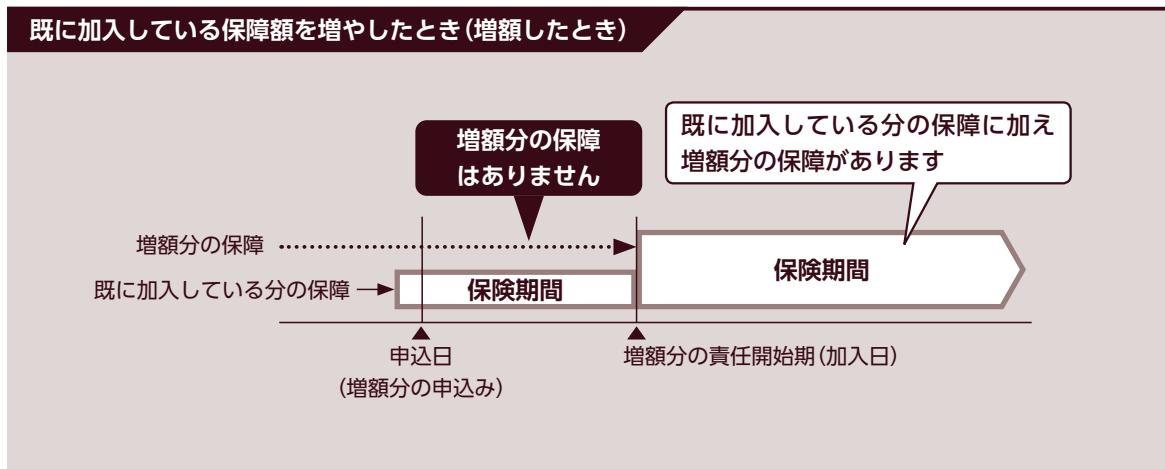
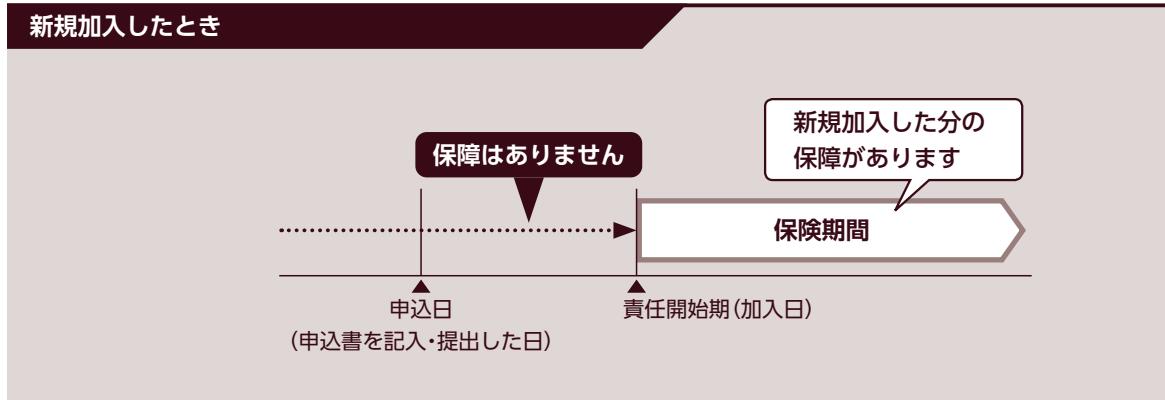
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金・給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コースの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度).....

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等.....

●指定紛争解決機関

- この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.59

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.11

基本コース(年金払特約付障害特約付こども特約付新・団体定期保険)

家族支援コース(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
基本コース	P65	P63	P17	P65
家族支援コース	P67		P21	P67

③ 配当金

基本コース、家族支援コースは1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返します。

④ 脱退による返戻金

基本コース、家族支援コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

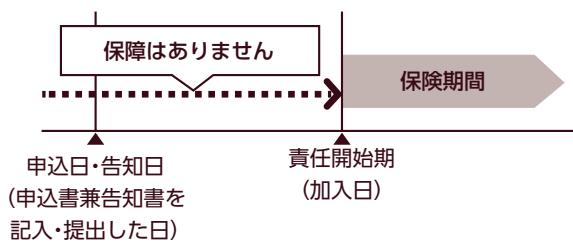
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

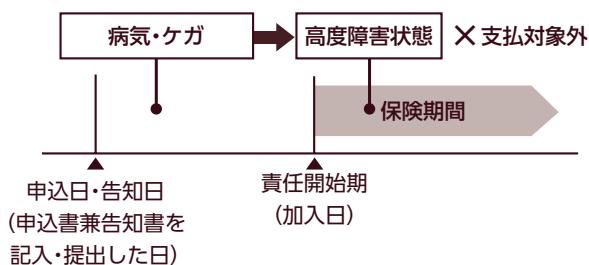


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

基本コース P66

家族支援コース P68

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

明治安田生命保険相互会社

公法人第二部 法人営業第一部

ご照会窓口 03-5289-7146

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始
は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社

団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は
除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は5カ月で収支計算します。)

2024年度の配当実績

38.849%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

本 人				
申込プラン (コース)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
40	4,000	30	12.6	4,560
23	3,500	30	11.0	3,990
20	3,000	25	11.1	3,337
16	2,400	20	10.8	2,606
12	1,800	15	10.6	1,908
8	1,200	10	10.3	1,242
4	600	7	7.2	611
2	300	3	8.3	300

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。こどもは一時金のみとなります。

・脱退した場合、既に払い込まれた掛金に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合をお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

基本コースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

障害特約についての注意事項



ご注意

- 障害保険金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

配偶者

申込プラン (コース) (万円)	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
1,000	1,000	10	8.6	1,035
750	750	10	6.4	776
600	600	10	5.1	621
450	450	5	7.5	454
150	150	5	2.5	151

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

掛金

●掛金 (単位:円)

- 記載の掛金は正規掛金です。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本人										
申込プラン (コース)	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~64歳 (1961.7.2 ~ 1965.7.1)	65歳 (1960.7.2 ~ 1961.7.1)	66~70歳 (1955.7.2 ~ 1960.7.1)
40	男性	3,230	4,110	6,990	8,590	10,310	11,870	27,590	25,830	38,270
	女性	2,270	3,670	6,230	7,630	8,870	9,830	14,910	13,710	18,510
23	男性	2,830	3,600	6,120	7,520	9,025	10,390	24,145	22,605	33,490
	女性	1,990	3,215	5,455	6,680	7,765	8,605	13,050	12,000	16,200
20	男性	2,430	3,090	5,250	6,450	7,740	8,910	20,700	19,380	28,710
	女性	1,710	2,760	4,680	5,730	6,660	7,380	11,190	10,290	13,890
16	男性	1,950	2,478	4,206	5,166	6,198	7,134	16,566	15,510	22,974
	女性	1,374	2,214	3,750	4,590	5,334	5,910	8,958	8,238	11,118
12	男性	1,470	1,866	3,162	3,882	4,656	5,358	12,432	11,640	17,238
	女性	1,038	1,668	2,820	3,450	4,008	4,440	6,726	6,186	8,346
8	男性	990	1,254	2,118	2,598	3,114	3,582	8,298	7,770	11,502
	女性	702	1,122	1,890	2,310	2,682	2,970	4,494	4,134	5,574
4	男性	510	642	1,074	1,314	1,572	1,806	4,164	3,900	5,766
	女性	366	576	960	1,170	1,356	1,500	2,262	2,082	2,802
2	男性	270	336	552	672	801	918	2,097	1,965	2,898
	女性	198	303	495	600	693	765	1,146	1,056	1,416

配偶者

申込プラン (コース) (万円)	性別	月払掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)	66~70歳 (1955.7.2 ~ 1960.7.1)
1,000	男性	720	900	1,570	1,940	2,340	2,700	6,450	9,560
	女性	470	780	1,390	1,720	2,010	2,220	3,420	4,620
750	男性	540	675	1,178	1,455	1,755	2,025	4,838	7,170
	女性	353	585	1,043	1,290	1,508	1,665	2,565	3,465
600	男性	432	540	942	1,164	1,404	1,620	3,870	5,736
	女性	282	468	834	1,032	1,206	1,332	2,052	2,772
450	男性	324	405	707	873	1,053	1,215	2,903	4,302
	女性	212	351	626	774	905	999	1,539	2,079
150	男性	108	135	236	291	351	405	968	1,434
	女性	71	117	209	258	302	333	513	693

※記載の掛金は正規掛金です。

※当制度には本人ひとりあたり30円の制度運営事務費が含まれております。

※配偶者だけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※障害保険金は本人のみ保障の対象となります。

※障害保険金は64歳までが保障の対象となります。

※障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)

※死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金は重複して支払われません。

※障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※いずれか1種類をお選びください。

※記載の掛金は2026年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、保険金(・給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし今回は5ヶ月で収支計算します。)

2024年度の配当実績

45.971%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※家族支援コースは死亡・高度障害の場合、一時金または年金形式で死亡・高度障害保険金を受け取ることができる保険制度であり、貯蓄型保険ではありません。

[加入対象区分：本人、配偶者]

申込コース	本人			
	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 [死亡・高度障害保険金] (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
S	4,000	30	12.6	4,560
K	3,500	30	11.0	3,990
F	3,000	25	11.1	3,337
G	2,400	20	10.8	2,606
H	1,800	15	10.6	1,908
I	1,200	10	10.3	1,242
J	600	5	10.1	606
E	300	5	5.0	303
L	100	3	2.7	100

家族支援コースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

申込 金額(万円)	配偶者			
	死亡・高度障害のとき			
年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
500	500	5	8.4	505
250	250	5	4.2	252

掛金

●掛金

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

		本 人						
申込 コース	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)
S	男性	3,040	3,880	5,280	7,760	11,920	18,200	28,520
	女性	1,960	3,320	4,000	5,880	8,320	11,080	15,080
K	男性	2,660	3,395	4,620	6,790	10,430	15,925	24,955
	女性	1,715	2,905	3,500	5,145	7,280	9,695	13,195
F	男性	2,280	2,910	3,960	5,820	8,940	13,650	21,390
	女性	1,470	2,490	3,000	4,410	6,240	8,310	11,310
G	男性	1,824	2,328	3,168	4,656	7,152	10,920	17,112
	女性	1,176	1,992	2,400	3,528	4,992	6,648	9,048
H	男性	1,368	1,746	2,376	3,492	5,364	8,190	12,834
	女性	882	1,494	1,800	2,646	3,744	4,986	6,786
I	男性	912	1,164	1,584	2,328	3,576	5,460	8,556
	女性	588	996	1,200	1,764	2,496	3,324	4,524
J	男性	456	582	792	1,164	1,788	2,730	4,278
	女性	294	498	600	882	1,248	1,662	2,262
E	男性	228	291	396	582	894	1,365	2,139
	女性	147	249	300	441	624	831	1,131
L	男性	76	97	132	194	298	455	713
	女性	49	83	100	147	208	277	377

配偶者

申込 金額(万円)	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)
2,000	男性	1,520	1,940	2,640	3,880	5,960	9,100	14,260
	女性	980	1,660	2,000	2,940	4,160	5,540	7,540
1,500	男性	1,140	1,455	1,980	2,910	4,470	6,825	10,695
	女性	735	1,245	1,500	2,205	3,120	4,155	5,655
1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770
500	男性	380	485	660	970	1,490	2,275	3,565
	女性	245	415	500	735	1,040	1,385	1,885
250	男性	190	243	330	485	745	1,138	1,783
	女性	123	208	250	368	520	693	943

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年金原資とは死亡・高度障害保険金のことです。

※本制度に加入できるのは本人・配偶者のみです。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※半年払保険部分(ボーナス給付)の中途加入はお取扱いできません。

※71歳以降S、K、F、G、H、Iコースは600万円に自動的に減額されます。

※記載のない年齢の方の掛け金は引受会社までお問い合わせください。

保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は5カ月で収支計算します。)

2024年度の配当実績

13.374%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

[基本保障：主契約・特定精神障害給付特約]

保障内容		5万円コース	10万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が 20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金 月額 5万円	基準給付金 月額 10万円
	所定の精神障害による就業不能状態が 20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]		

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。

(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

就業不能支援コースは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額5万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。

給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.53

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.55

加入取扱いに関するご注意



ご注意

- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

●月額掛金 (単位:円)

<基本保障・主契約・特定精神障害給付特約>

- 記載の掛金は正規掛金です。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	5万円 (5万円コース)	10万円 (10万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18~20歳 (2005.7.2~2008.7.1)	495	990
21~25歳 (2000.7.2~2005.7.1)	505	1,010
26~30歳 (1995.7.2~2000.7.1)	510	1,020
31~35歳 (1990.7.2~1995.7.1)	570	1,140
36~40歳 (1985.7.2~1990.7.1)	625	1,250
41~45歳 (1980.7.2~1985.7.1)	675	1,350
46~50歳 (1975.7.2~1980.7.1)	820	1,640
51~55歳 (1970.7.2~1975.7.1)	1,055	2,110
56~60歳 (1965.7.2~1970.7.1)	1,510	3,020
61~65歳 (1960.7.2~1965.7.1)	2,175	4,350

女性

基準給付金月額 (申込コース)	5万円 (5万円コース)	10万円 (10万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18~20歳 (2005.7.2~2008.7.1)	540	1,080
21~25歳 (2000.7.2~2005.7.1)	530	1,060
26~30歳 (1995.7.2~2000.7.1)	645	1,290
31~35歳 (1990.7.2~1995.7.1)	735	1,470
36~40歳 (1985.7.2~1990.7.1)	745	1,490
41~45歳 (1980.7.2~1985.7.1)	855	1,710
46~50歳 (1975.7.2~1980.7.1)	1,000	2,000
51~55歳 (1970.7.2~1975.7.1)	1,085	2,170
56~60歳 (1965.7.2~1970.7.1)	1,335	2,670
61~65歳 (1960.7.2~1965.7.1)	1,780	3,560

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載のない年齢の方の掛け金は保険会社までお問い合わせください。



保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は5カ月で収支計算します。)

2024年度の配当実績 44.566%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

保障内容	本 人・配偶者		本 人	
	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 3,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 7,000円 ×入院日数	日額 10,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	年齢により異なります。掛金表をご確認ください。			

病気による入院	<p>胃潰瘍 十二指腸潰瘍 盲腸など</p>	<p>異常分娩など</p>	<p>交通事故など</p>	<p>スポーツ中の事故など</p>
---------	--------------------------------	---------------	---------------	-------------------

- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.48

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.49

医療コース【基本型】は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金（単位：円）

- 記載の掛金は正規掛金です。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	本 人			
		3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
18~19歳 (2006.7.2~2008.7.1)	掛金	800	1,200	1,600	2,200
	死亡保険金	658,600	637,900	617,200	586,200
20~24歳 (2001.7.2~2006.7.1)	掛金	1,000	1,500	2,000	2,800
	死亡保険金	796,400	732,100	667,900	750,000
25~29歳 (1996.7.2~2001.7.1)	掛金	1,100	1,700	2,300	3,200
	死亡保険金	735,700	750,000	764,300	785,700
30~34歳 (1991.7.2~1996.7.1)	掛金	1,100	1,800	2,400	3,300
	死亡保険金	575,000	839,300	746,400	607,100
35~39歳 (1986.7.2~1991.7.1)	掛金	1,100	1,800	2,400	3,300
	死亡保険金	546,700	800,000	720,000	600,000
40~44歳 (1981.7.2~1986.7.1)	掛金	1,300	2,000	2,600	3,700
	死亡保険金	752,800	791,700	552,800	750,000
45~49歳 (1976.7.2~1981.7.1)	掛金	1,500	2,200	3,000	4,200
	死亡保険金	729,500	534,100	565,900	613,600
50~54歳 (1971.7.2~1976.7.1)	掛金	1,800	2,800	3,800	5,300
	死亡保険金	522,400	525,900	529,300	534,500
55~59歳 (1966.7.2~1971.7.1)	掛金	2,400	3,700	5,000	6,900
	死亡保険金	555,200	580,500	605,700	586,200
60~64歳 (1961.7.2~1966.7.1)	掛金	3,300	5,100	6,800	9,400
	死亡保険金	526,100	578,400	556,000	559,700
65歳 (1960.7.2~1961.7.1)	掛金	4,900	7,300	9,800	13,500
	死亡保険金	566,000	528,700	539,200	531,100

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	配偶者	
		3,000円	5,000円
18~19歳 (2006.7.2~2008.7.1)	掛金	700	1,100
	死亡保険金	313,800	293,100
20~24歳 (2001.7.2~2006.7.1)	掛金	900	1,400
	死亡保険金	439,300	375,000
25~29歳 (1996.7.2~2001.7.1)	掛金	1,000	1,600
	死亡保険金	378,600	392,900
30~34歳 (1991.7.2~1996.7.1)	掛金	1,000	1,600
	死亡保険金	217,900	125,000
35~39歳 (1986.7.2~1991.7.1)	掛金	1,000	1,600
	死亡保険金	213,300	133,300
40~44歳 (1981.7.2~1986.7.1)	掛金	1,100	1,800
	死亡保険金	197,200	236,100
45~49歳 (1976.7.2~1981.7.1)	掛金	1,300	2,100
	死亡保険金	275,000	306,800
50~54歳 (1971.7.2~1976.7.1)	掛金	1,600	2,600
	死亡保険金	177,600	181,000
55~59歳 (1966.7.2~1971.7.1)	掛金	2,100	3,300
	死亡保険金	210,300	120,700
60~64歳 (1961.7.2~1966.7.1)	掛金	2,800	4,500
	死亡保険金	153,000	130,600
65歳 (1960.7.2~1961.7.1)	掛金	4,000	6,500
	死亡保険金	135,400	145,900

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

※記載のない年齢の方の死亡保険金額・掛金は引受会社までお問い合わせください。

保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者	
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	2.5万円	5万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

- 給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.50

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.52

加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

医療コース【先進医療型】は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金（単位：円）

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

<支援給付金額2.5万円・5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5 万円	5 万円	2.5 万円	5 万円
18~19歳 (2006.7.2~2008.7.1)	298	527	232	396
20~24歳 (2001.7.2~2006.7.1)	259	449	305	541
25~29歳 (1996.7.2~2001.7.1)	261	454	416	763
30~34歳 (1991.7.2~1996.7.1)	271	474	481	894
35~39歳 (1986.7.2~1991.7.1)	319	570	481	894
40~44歳 (1981.7.2~1986.7.1)	382	696	462	855
45~49歳 (1976.7.2~1981.7.1)	481	894	496	922
50~54歳 (1971.7.2~1976.7.1)	609	1,149	549	1,029
55~59歳 (1966.7.2~1971.7.1)	811	1,555	633	1,198
60~64歳 (1961.7.2~1966.7.1)	1,101	2,134	773	1,478
65歳 (1960.7.2~1961.7.1)	1,292	2,516	961	1,854

※記載のない年齢の方の掛金は保険会社までお問い合わせください。



保険期間 2026年9月1日(火)～2027年8月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-124日型、入院給付金日額2,000円・3,000円・4,000円】

保障内容	本 人・配偶者		
	2,000円	3,000円	4,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき [疾病入院・三大疾病入院給付金]	日額 4,000円 ×入院日数	日額 6,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で 継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付金]	日額 2,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付金]	日額 2,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額 2,000円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000円 ×集中治療室管理日数	日額 4,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金]	手術の種類に応じて 1・2・4・8 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円	手術の種類に応じて 2・4・8・16 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 3万円	1回の手術につき 4万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	20万円	30万円	40万円

・この制度は、千葉県学校生活協同組合を契約者とし、2026年9月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。

この制度にお申込いただいた方は、2027年2月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、移行することとなります。(その際、今回お申込いただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。)

入院については、参照ページの【入院について】の項目をご覧ください。 P.49

医療コース【充実型】は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.55

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.59

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-124日型、入院給付金日額2,000円・3,000円・4,000円>

・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。

・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	男性			女性		
	2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円	4,000円
18～20歳 (2006.3.2～2009.3.1)	556	834	1,112	550	825	1,100
21～25歳 (2001.3.2～2006.3.1)	602	903	1,204	594	891	1,188
26～30歳 (1996.3.2～2001.3.1)	662	993	1,324	656	984	1,312
31～35歳 (1991.3.2～1996.3.1)	708	1,062	1,416	704	1,056	1,408
36～40歳 (1986.3.2～1991.3.1)	782	1,173	1,564	778	1,167	1,556
41～45歳 (1981.3.2～1986.3.1)	904	1,356	1,808	894	1,341	1,788
46～50歳 (1976.3.2～1981.3.1)	1,180	1,770	2,360	1,166	1,749	2,332
51～55歳 (1971.3.2～1976.3.1)	1,420	2,130	2,840	1,392	2,088	2,784
56～60歳 (1966.3.2～1971.3.1)	1,870	2,805	3,740	1,820	2,730	3,640
61～64歳 (1962.3.2～1966.3.1)	2,620	3,930	5,240	2,526	3,789	5,052

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

保険期間 2026年9月1日(火)～2027年8月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者		
		100万円	300万円	500万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100 万円	300 万円	500 万円
	[特定疾病保険金] (※ 1)			
	●死亡・所定の高度障害状態のとき			
	[死亡・高度障害保険金] (※ 1)			
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	50 万円	150 万円	250 万円
	[7大疾病保険金] (※ 2)			
がん・上皮内 新生物 保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	10 万円	30 万円	50 万円
	[がん・上皮内新生物保険金] (※ 2)			



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

- この制度は、千葉県学校生活協同組合を契約者とし、2026年9月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申込いただいた方は、2027年2月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。(その際、今回お申込いただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。) なお、割引率の変更等により、掛金が変動する場合があります。

重病保障コースは、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

	〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 300万円	7大疾病保険金 主契約の5割 150万円	がん・上皮内新生物保険金 主契約の1割 30万円	
死亡・高度障害	● 支払事由のいずれかに該当			300万円
悪性新生物(がん) ^(注)	● 支払事由のいずれかに該当	● 支払事由のいずれかに該当	● 支払事由のいずれかに該当	480万円
急性心筋梗塞	● 支払事由のいずれかに該当	● 支払事由のいずれかに該当		450万円
脳卒中	● 支払事由のいずれかに該当	● 支払事由のいずれかに該当		
重度の糖尿病		● 支払事由のいずれかに該当		
重度の高血圧性疾患		● 支払事由のいずれかに該当		
慢性腎不全		● 支払事由のいずれかに該当		
肝硬変		● 支払事由のいずれかに該当		
上皮内新生物			● 支払事由のいずれかに該当	30万円

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

上記以外の保険金：被保険者

・本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

ご注意

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾患例 ^{*1}
特定 疾病 保険 金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 上皮内新生物^{*4} 悪性黒色腫を除く皮膚がん 脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 狭心症 解離性大動脈瘤 心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾 病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、 言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医 師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とし た所定の手術 ^{*7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 一過性脳虚血 外傷性くも膜下出血 未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的な インスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾 病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が 必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
7大 疾病 保険 金	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生 検)により診断されたとき ^{*11}	
	がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経 過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
	死亡保険金	死亡されたとき	
	高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	

※13
※14

- ※ 1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。
- ※ 14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.45

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.59

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.57

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- ・所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- ・税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・300万円・500万円>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	100万円			300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18~20歳 (2006.3.2~ 2009.3.1)	178	65	13	534	195	39	890	325	65
21~25歳 (2001.3.2~ 2006.3.1)	229	70	13	687	210	39	1,145	350	65
26~30歳 (1996.3.2~ 2001.3.1)	234	80	14	702	240	42	1,170	400	70
31~35歳 (1991.3.2~ 1996.3.1)	283	105	16	849	315	48	1,415	525	80
36~40歳 (1986.3.2~ 1991.3.1)	374	135	20	1,122	405	60	1,870	675	100
41~45歳 (1981.3.2~ 1986.3.1)	508	195	30	1,524	585	90	2,540	975	150
46~50歳 (1976.3.2~ 1981.3.1)	831	340	47	2,493	1,020	141	4,155	1,700	235
51~55歳 (1971.3.2~ 1976.3.1)	1,362	540	72	4,086	1,620	216	6,810	2,700	360
56~60歳 (1966.3.2~ 1971.3.1)	2,118	920	124	6,354	2,760	372	10,590	4,600	620
61~64歳 (1962.3.2~ 1966.3.1)	3,287	1,465	227	9,861	4,395	681	16,435	7,325	1,135

女性

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	100万円			300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18~20歳 (2006.3.2~ 2009.3.1)	153	65	15	459	195	45	765	325	75
21~25歳 (2001.3.2~ 2006.3.1)	178	75	25	534	225	75	890	375	125
26~30歳 (1996.3.2~ 2001.3.1)	219	100	32	657	300	96	1,095	500	160
31~35歳 (1991.3.2~ 1996.3.1)	301	145	45	903	435	135	1,505	725	225
36~40歳 (1986.3.2~ 1991.3.1)	430	220	61	1,290	660	183	2,150	1,100	305
41~45歳 (1981.3.2~ 1986.3.1)	616	365	80	1,848	1,095	240	3,080	1,825	400
46~50歳 (1976.3.2~ 1981.3.1)	770	475	100	2,310	1,425	300	3,850	2,375	500
51~55歳 (1971.3.2~ 1976.3.1)	999	605	103	2,997	1,815	309	4,995	3,025	515
56~60歳 (1966.3.2~ 1971.3.1)	1,225	805	119	3,675	2,415	357	6,125	4,025	595
61~64歳 (1962.3.2~ 1966.3.1)	1,728	955	161	5,184	2,865	483	8,640	4,775	805

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



保険期間 2026年8月1日(土)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** (「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なるリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害^(注*)による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客様から依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客様に弁護士をご紹介します。

(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

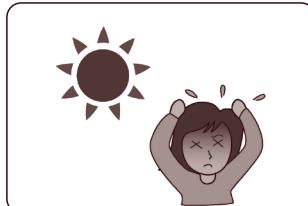
こんな時に補償されます。



部活指導中にケガをした



階段を踏み外して
骨折してしまった



屋外で熱中症になった



外出先でメガネを誤って落とし
破損した



自転車で通行人にケガをさせた
※仕事上の事故を除く



大雨による洪水でTVが破損した



職場のトイレで携帯電話を誤って
水に濡らして破損した
※補償サービスを利用する場合
は、補償サービス負担金額が対
象となります(時価額限度)。



こどもがインターネット上で誹謗
中傷され、書き込みの削除の対応
を弁護士に依頼(注)

(注)本ケースの場合、警察等の公
的機関、学校もしくは企業等
の相談窓口等への届出を行
ない、その事実を客観的に証明
できるものに限ります。



食中毒で病院に行った

傷害コースは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・掛金は、確定掛金です。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人				本 人・配偶者
		ADコース	CDコース	Cコース	Dコース	Aコース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 7,300円	日額 7,300円	日額 5,300円	日額 2,000円	日額 5,300円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	3.65または 7.3万円	3.65または 7.3万円	2.65または 5.3万円	1または 2万円	2.65または 5.3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 4,100円	日額 4,100円	日額 2,900円	日額 1,200円	日額 2,900円
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]		10万円	10万円	—	10万円	—
他人にケガをさせたり、他の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		—	10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)	—	—
国内において、被保険者が被った 身体の障害、財物の損壊・盗取、 被保険者に発生した人格権侵害 (注*)による精神的苦痛に関する 紛争について、弁護士費用等・ 法律相談費用を負担した場合	[弁護士 費用等保険金]	—	300万円 (注○)	300万円 (注○)	—	—
	[法律相談 費用保険金]	—	10万円 (注○)	10万円 (注○)	—	—
偶然な事故により、住宅内生活用動産に 損害が生じた場合(免責3,000円) [住宅内生活用動産保険金]		30万円	30万円	—	30万円	—
月 額 掛 金		1,120	1,210	710	500	620

(注▲) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

・配偶者 　・本人またはその配偶者の同居の親族 　・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注○) 弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者 　・本人またはその配偶者の同居の親族 　・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.46



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	45
保険金・給付金をお支払いできない場合について	46
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	46
傷害コース	46
医療コース(基本型)	48
医療コース(先進医療型)	49
就業不能支援コース	53
医療コース(充実型)	55
重病保障コース	57
その他の	57

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

医療コース【充実型】・重病保障コース

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

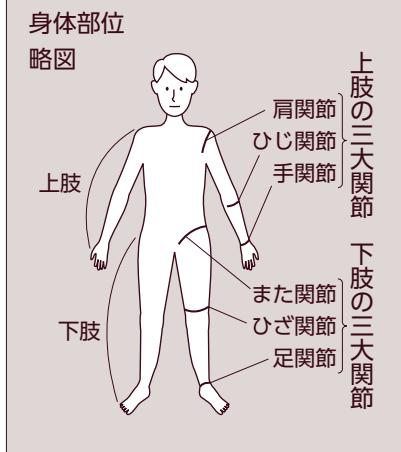
- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

傷害コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由^{*}に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
※告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

傷害コース

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払とする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
弁護士費用等・法律相談費用保険金	国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合 ●被保険者が被った身体の障害 ●被保険者の財物の損壊・盗取 ●被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛	・被保険者が負担した弁護士費用等の額 (1事故1被保険者あたり300万円限度) (★) ・被保険者が負担した法律相談費用の額 (1事故1被保険者あたり10万円限度) (★) ※いずれの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。 ※お支払金額は当社の定める基準によります。

ご注意いただきたいこと

住宅内生活用動産 保険金	日本国内における偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が生じた場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、宝石・貴金属等は1個、1組について損害額30万円が限度。また、保険期間を通じて合計で住宅内生活用動産保険金額が限度) (★)
-----------------	---	---

(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。

●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。

●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。

●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合は、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

①長管骨(注3)または脊柱

②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)

③肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、P T B キャスト、P T B ブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。

(注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。

(注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。

(注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。

●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●保険金受取人は被保険者本人です。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできることがあります。

(○) : 賠償事故の示談交渉は必ず引受け損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(○) : 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

(★) : 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

(☆) : 事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

など

入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
弁護士費用等・ 法律相談費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により発生した紛争 ●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化 ●職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争 ●医療事故による被害 ●被保険者(本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子)の間に発生した紛争、またはこれらの被保険者とその親族との間に発生した紛争 ●自動車事故の被害による紛争 ●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由による被害に関する紛争 <p style="text-align: right;">など</p>
住宅内生活用動産 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなど ●塗料のはがれ、キズなど単なる外観の損傷 ●修理、加工、調整作業に起因する損害 ●自然の消耗、さび、かび、ねズみ食い ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療コース【基本型】

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払とする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。

- 傷害または疾病的治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。

- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき

②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none">●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受け生命保険会社にお問い合わせください。)●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受け保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療コース【先進医療型】

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

[入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項]

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

[入院支援給付金について]

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

[外来手術給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

[外来放射線治療給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

[先進医療給付金について]

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

ご注意いただきたいこと

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要Ⅰ CD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5行コード

新生物の性状を表す第5行コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能支援コース

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

[就業不能給付金について]

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についての加入日以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についての加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回支払基準日

第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

[特定精神障害給付金について]

●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分【感情】障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
心理的発達の障害	F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)

- ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)

- ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき

- ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき

- ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

- ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき

- ②この保険契約(または特約)が解約されたとき

- ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none">①契約者の故意または重大な過失②その被保険者の故意または重大な過失③その被保険者の犯罪行為④その被保険者の精神障害(注1)⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故⑧その被保険者の薬物依存(注2)⑨その被保険者の妊娠、出産(注3)⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
特定精神障害給付金 (注4)	<ul style="list-style-type: none">①契約者の故意または重大な過失②その被保険者の故意または重大な過失③その被保険者の犯罪行為④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

(*1) 分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(*2) 薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療コース【充実型】

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は124日分、通算1,095日分がお支払限度です。

疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は124日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

●【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療コース【基本型】の記載を参照ください。

【入院中に保険期間が満了した場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

●「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

＜ご注意＞

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

●三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院124日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

●対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)●契約者の故意によるとき●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。)●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の犯罪行為によるとき●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

重病保障コース

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)●契約者の故意によるとき●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

その他

補償の重複について

傷害コース

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	住宅内生活用動産補償特約	住宅内生活用動産補償特約 家財を対象とした火災保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病保障コース

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情^(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族

5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

医療コース【充実型】・重病保障コース

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族

5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

ご注意いただきたいこと

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害コース

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害コース

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株式会社へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

医療コース【充実型】・重病保障コース

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害コース

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害コース

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害コース

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受損害保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ~あなたのご契約内容が登録されます~

医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟店会社」をご参照ください。

取扱代理店

傷害コース

千葉県学校用品株式会社	電話番号 : 043-225-8263
千葉県学校生活協同組合	電話番号 : 0120-24-6294
明治安田生命保険相互会社	電話番号 : 03-5289-7146



ご注意いただきたい」と

共通取扱い(基本コース・家族支援コース)

保険期間	5カ月間(2026年8月1日～2026年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛金の払込	毎月の給与から控除します。(初回は8月分給与より)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
配当金・解約返戻金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、今回は5カ月で収支計算します。) 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※なお、契約者(団体)が引受保険会社から受け取った配当金総額のうち、事務取扱先で発生した事務処理費を控除したうえで、みなさまにお返しいたします。 (期間途中で脱退された場合を除く。)(解約返戻金はありません。)
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
税法上の取扱い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。(保険料=掛金-制度運営費) ●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 (基本コース) ●高度障害保険金、障害保険金は非課税です。 (家族支援コース) ●高度障害保険金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
保険会社からの お願い・ご注意	〈保険金のご請求について〉 ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 (改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について) ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付障害特約付なども特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

お問い合わせは…

生命保険部分 [引受会社] 明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6F TEL:03-5289-7146

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

基本コースの取り扱いについて

加入資格	<p>本人…千葉県学校生活協同組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方。(継続の場合は満70歳6ヶ月までの方。) 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上満65歳6ヶ月までの方。(継続の場合は満70歳6ヶ月までの方。)</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去12カ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p></div></p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>障害保険金については、この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額を高度障害保険金受取人に支払います。</p> <p>※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。</p> <p>※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することができます。</p> <p>※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。</p> <p>※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合② 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合③ 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合 <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"><p>高度障害状態とは</p><ol style="list-style-type: none">1.両眼の視力を全く永久に失ったもの2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>

<p>お支払い できない 場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戰争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金、障害保険金について <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戰争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
<p>年金の取扱い について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、保障額表の各プランの受取期間で支払います。[確定年金(定額型)] 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 5. 年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険の主契約保険金・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

家族支援コースのお取り扱いについて

加入資格	<p>本人…千葉県学校生活協同組合の組合員かつ基本コースのご加入者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満17歳6ヶ月を超える方（継続の場合は満80歳6ヶ月までの方。）</p> <p>配偶者…基本コース加入の本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方（継続の場合は満80歳6ヶ月までの方。）</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】</p> <p>申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。</p> <p>（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】</p> <p>申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。</p> <p>（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去12ヵ月以内の健康状態】</p> <p>申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>

お支払いできない場合について (解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的がある、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合

1. 死亡保険金について

- ① 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

2. 高度障害保険金について

- ① 被保険者の故意によるとき
- ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

年金の取扱いについて

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 年金の種類と型 | ●年金支払期間は、保障額表の各プランの受取期間で支払います。[確定年金(定額型)] |
| 2. 配当金 | ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。 |
| 3. 年金受取人 | ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 |
| 4. 年金のお支払い | ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 |
| 5. 年金払の対象となる保険金 | ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。 |

請求をしたいのですが…



基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、重病保障コース のご請求の流れ

請求事由が発生した場合は、千葉県学校生活協同組合(TEL:0120-24-6294)から所定の請求書を取り寄せていただき、必要書類を添えて、請求手続きをしてください。

医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】のご請求の流れ

1. はじめに

Web請求のご利用には、「みんなのMYポータル」への登録が必要です

～未登録の方は新規登録してください～



新規登録の詳細は
動画をご確認ください
(約2分)

<https://www.meijiyasuda-minmytetuduki-kanyusyawn.jp/001/>



※「はがきシーラー」がお手元にない場合は、企業・団体窓口にお問い合わせください

2. ご用意いただく書類とご提出方法

●領収書

- *1: 書類が20枚を超える場合はWeb請求できませんので書面でお手続きください
- *2: ファイル形式(拡張子)は「.jpg」「.jpeg」「.png」「.gif」、ファイルサイズは1ファイルあたり8MBまでとなります
- ※iPhone7以降等をご利用の場合、「カメラ」の設定画面から「フォーマット」を「互換性優先」に変更してください

必要書類をご用意いただき、スマートフォンやタブレットのカメラ機能を利用して撮影してください。

3. お手続きの開始

- (1) 「みんなのMYポータル」にログイン
- (2) 手続画面の説明に沿って必須項目を入力
- (3) 必要書類をアップロード(画像の追加)

「みんなのMYポータル」ログイン画面へ

<https://be7.meijiyasuda.co.jp>



※Web請求できる給付金(保険金)についても、従来どおり書面でご請求いただけます。

※Web請求できない保険金や給付金のご請求が同時にある場合は、書面でご請求ください。

※Web請求手続後の不備やご請求案内については、従来どおり企業・団体窓口から書面で通知いたします。

その後のお手続きについても書面で行ないます。

※Web請求の申請・承認手続きが正しく行なわれた場合でも、給付金をお支払いできないことがあります。

傷害コースのご請求の流れ

Web事故連絡システムからも事故の連絡ができるようになりました。

《二次元コード》

明治安田損害保険の公式ホームページまたは二次元コードからアクセスしてください。



明治安田損保公式HP <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

団体番号：91-01836-6-000001 被保険者番号：0000000000(0を10桁入力)

※一部Web請求の取扱いができない場合がございます。

ご家族の請求、その他制度の請求に関するお問合わせは学生協までご連絡ください。

☎0120-24-6294

本制度は、団体契約です。請求については
千葉県学校生活協同組合を経由するため、
お時間をいただくことがあります。ご了承願います。



団体名	千葉県学校生活協同組合										団体番号	91-01836-6-000001	更新月	1月	商品名	傷害コース			退職者	<input type="checkbox"/>
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

加入者	氏名	フリガナ	被保険者番号										年月日	性別	男女	所属	職種
			昭和	年	月	日	性別	男	女								

▼送付先住所・電話番号は必ずご記入ください。加入者と同じ場合は□にレ点頂くことで、氏名・続柄・生年月日・性別欄の記入は不要です

被保険者 (補償対象者)	氏名	□加入者と同じ		加入者から みた続柄	年月日	性別	男女	所属	職種	電話番号	日中連絡先	()
		配偶者	子							同居の親族	自宅	()
		昭和 年 平成 年 令和 年	月							日	勤務先	()

被保険者 (補償対象者)	住所	都道府県									
		〒	-	都道府県							

被保険者 (補償対象者)	メーリル	事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合 がございます。長期間つながらない場合に、明治安田損保から メールでのお問い合わせを希望される際はご記入ください										会社名	保険種類
	労災申請	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	他社契約	<input type="checkbox"/> 無・不明	<input type="checkbox"/> 有	→	会社名	保険種類				

請求項目	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	03	04	07	20	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
入院	通院	手術	物損	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

▼24時間表示

事故日	平成 令和	年	月	日	時	分	頃	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			
事故地	都道府県										(施設名)					自敷宅地内	自敷宅地外			
事故の内容	(何をしている時)										(何が起きて)					(どうなったのか)				
事故状況 詳しく記入して下さい																				

傷害治療見込み	傷病名	□医師による固定具の常時装着指示の有無																											
	部位	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	99	AI	BI	B2	DI	EI	FI	GI	HI	J1	99	固定具(ギブス等)	固定具名※	開始年月日	平成 令和	年月日	
頭	顔	首・頸	肩	胸・腹	背・腰	腕	手指	脚	足指	臓器	その他	→	骨折・脱臼	打撲・挫傷	捻挫	切・欠損	創・擦り傷	筋腱板	半月神経	脛骨・靭帯	血腫・破裂	内臓・内出血	火傷	その他	ギブス	ギブスシーネ	ギブスシーネ	ギブスシーネ	ギブスシーネ
初診日	平成 令和	年	月	日	□治癒年月日 (実通院日数日)										固定期間	見込()日間	年	月	日										
04	通院	平成 令和	年	月	日	~	<input type="checkbox"/> 治癒	平成 令和	年	月	日	~	<input type="checkbox"/> 治療中	見込	週	/	日												
03	入院	平成 令和	年	月	日	~	平成 令和	年	月	日	見込	()日間	医療機関1	医療機関2															
07	手術	名称											医療機関	電話番号	電話番号														

保険の対象	損害品名			購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分		
	円	年	月	□未修理	□修理済	円	□20.盗難	□I.破損(現物有 <input type="checkbox"/> 写真有 <input type="checkbox"/>)	□20.盗難	
			円	年	月	□未修理	□修理済	円	□I.破損(現物有 <input type="checkbox"/> 写真有 <input type="checkbox"/>)	□20.盗難

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご請求時のトラブルを防ぎ快くお手続きできるよう、ご加入の際には必ず各告知内容を確認したうえでお申込みください。

保障内容・お申込手続きについてのお問い合わせは…	明治安田生命保険相互会社 明治安田損害保険株式会社	: 03-5289-7146 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始は除く)
ご請求についてのお問合わせは…	千葉県学校生活協同組合	: 0120-24-6294 受付時間 9:15~16:30 (土日・祝日・年末年始は除く)
告知内容についてご不明な点は…	明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口	: 0120-661-320 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始は除く)

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意：今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース(保険金額・給付金額)変更およびご家族の追加加入のお取り扱いはできませんので、ご注意願います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部

03-5289-7146

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル

6階

受付期間 平日 (土日・祝日・年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで